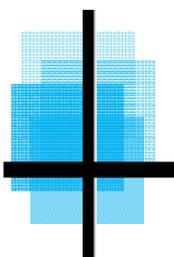


令和3年度
太田市下水道事業審議会
(第2回)

太田市の下水道事業

令和3年12月21日



目次

1. 太田市下水道事業等の概要
2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題
3. 本市の下水道使用料（周辺市町の比較）
4. 下水道使用料改定の方針

※第3回予定

- ・使用料適正化（改定）の是非
- ・使用料改定案

1. 太田市下水道事業等の概要

◆一般会計と公営企業会計について

□ 一般会計の収入（税金）

- ・ 福祉事業、教育事業 等
（市民全員が享受できる事業）
- ・ 収められた税金をどのように使用するか
⇒ **所得の再配分**

☑ 公営企業会計の収入（料金）

- ・ 水道事業、**下水道事業**、交通事業 等
（一部の市民が受益を受ける事業）
- ・ 必要なことを実施するための**収入は確保**
しなければならない

1. 太田市下水道事業等の概要(原則)

◆下水道使用料の基本原則(前回のおさらい)

- ・ **公正妥当**な料金であること
- ・ **能率的な経営**の下における**適正な原価**を基礎とした料金であること
- ・ 地方公営企業の**健全な運営を確保**することができる料金であること

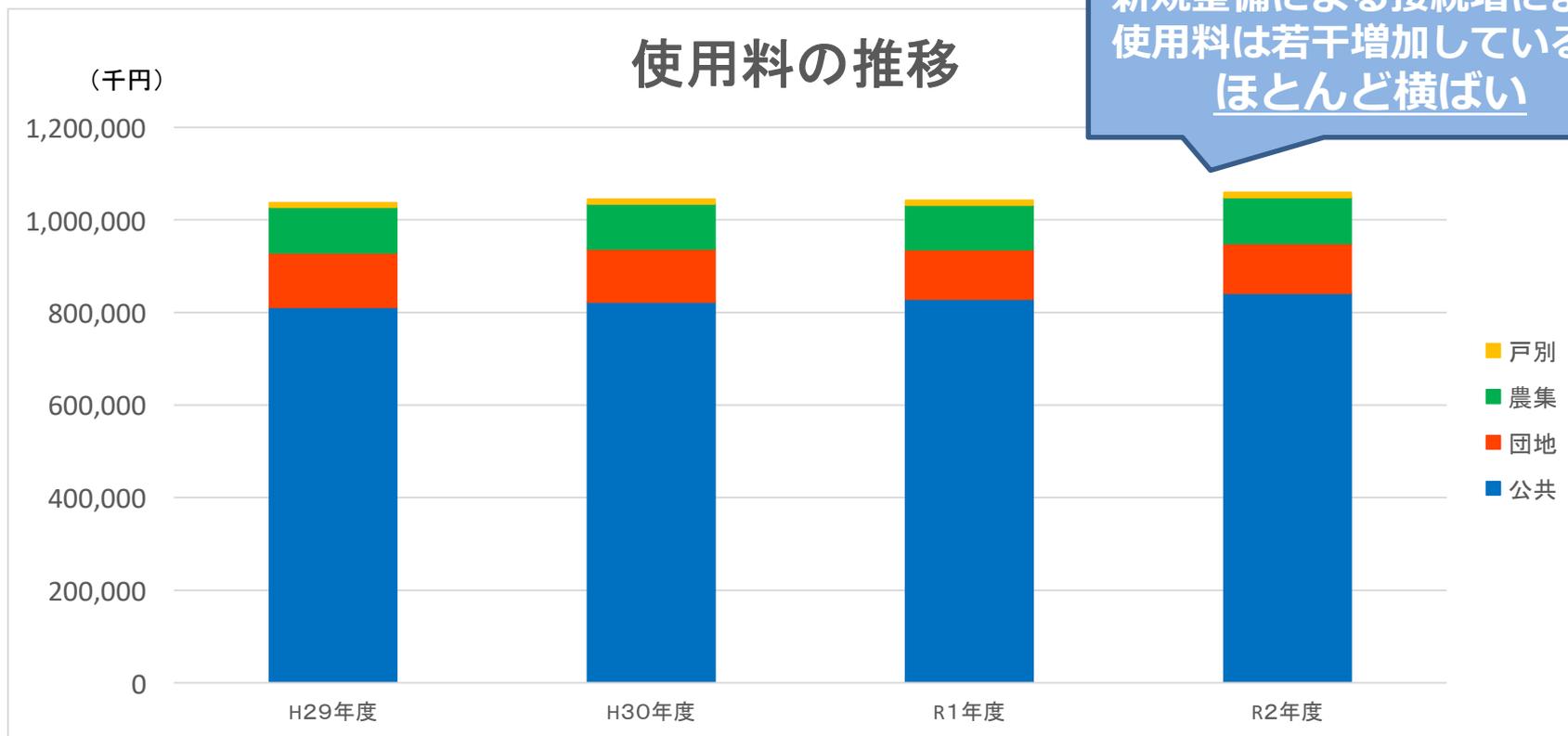
(地方公営企業法第21条第2項)

(参考)

- ・ **能率的な管理**の下における**適正な原価**をこえないものであること
(下水道法第20条第2項第2号)
- ・ 特定の使用者に対して、**不当な差別的取扱い**をするものでないこと
(下水道法第20条第2項第4号)

2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題

浄化槽からの切替や
新規整備による接続増により
使用料は若干増加しているが
ほとんど横ばい

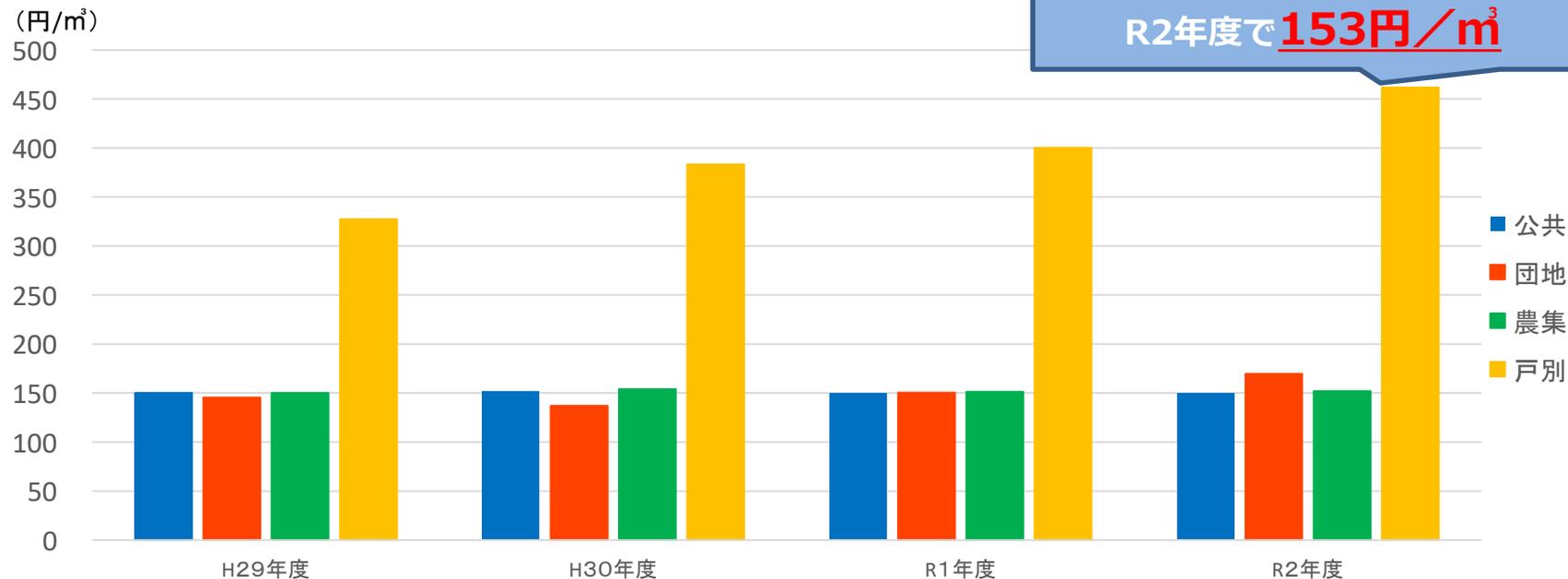


(単位:千円)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公共	811,310千円	822,683千円	828,953千円	841,840千円
団地	117,799千円	114,199千円	107,060千円	107,678千円
農集	98,059千円	97,782千円	96,007千円	98,775千円
戸別	9,827千円	10,115千円	10,204千円	10,884千円
合計	1,036,995千円	1,044,779千円	1,042,223千円	1,059,178千円

2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題

汚水処理費用の推移

戸別浄化槽の
汚水処理費用が非常に高いが
件数が非常に少ないため、
4事業合計の汚水処理費用は
R2年度で **153円/m³**



(単位: 円/m³)

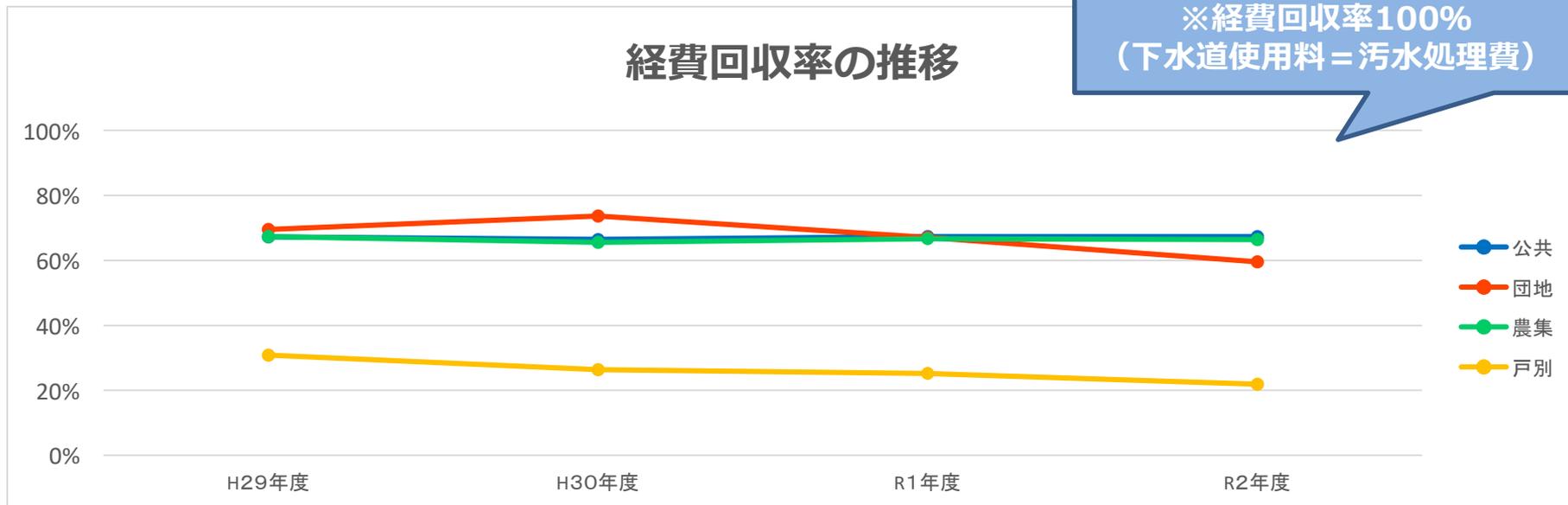
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公共	150.1円/m ³	152.0円/m ³	150.0円/m ³	150.0円/m ³
団地	145.3円/m ³	137.0円/m ³	150.5円/m ³	169.5円/m ³
農集	150.0円/m ³	154.0円/m ³	151.4円/m ³	152.1円/m ³
戸別	327.5円/m ³	383.1円/m ³	400.3円/m ³	461.7円/m ³
4事業合計	151.2円/m ³	152.8円/m ³	152.6円/m ³	153.1円/m ³

2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費用 (公費負担分を除く)}}$$

本市の下水道4事業の
経費回収率は
R2年度で**65%**
※経費回収率100%
(下水道使用料=汚水処理費)

経費回収率の推移

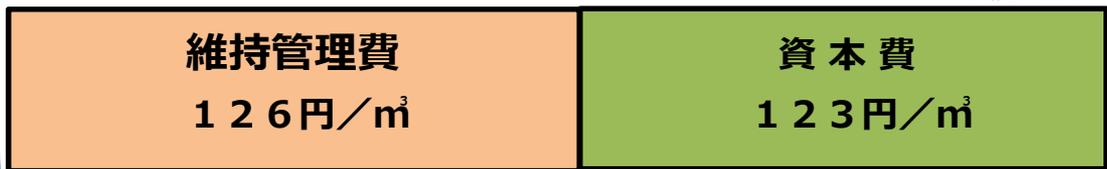


(単位: %)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公共	67.3%	66.5%	67.3%	67.3%
団地	69.5%	73.7%	67.1%	59.6%
農集	67.3%	65.6%	66.7%	66.4%
戸別	30.8%	26.4%	25.2%	21.9%
4事業合計	66.8%	66.1%	66.2%	65.0%

2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題

◆ 下水道汚水処理費

(税抜)



維持管理費

下水道管を直したり、汚水処理運営等にかかる経費

資本費

下水道管や処理場を建設した際の借金の返済費用

国の指針により
下水道利用者が負担する
適正単価は150円/m³として、
太田市の場合は、令和2年度
決算で153円/m³となっている

249円/m³

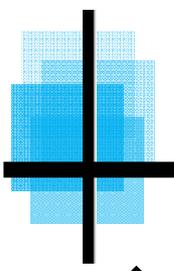
総務省の指針により
96円/m³は、
一般会計からの負担金
(基準内繰入金)として
もらっている

153円/m³

96円/m³



- ① 96円/m³は、利用者負担を軽減する為、総務省のルールに従い 一般会計負担金(基準内繰入)として税金から負担している。
- ② 101円/m³は、現在の 本市の下水道使用料。
- ③ 52円/m³は、下水道利用者が本来負担しなければならない 赤字分であり 一般会計補助金(基準外繰入)として税金から補填している。



2. 本市の下水道使用料の現況・分析・課題

◆令和2年度太田市下水道事業等会計決算報告

【別紙資料2: 令和2年度太田市下水道事業等会計決算の概要】

◆下水道事業等の現況に対する『市民の声』

【別紙資料3: 太田市下水道事業等の現況の
お知らせに対する『市民の声』】

◆下水道整備区域の見直し

【別紙資料4: 太田市公共下水道全体計画区域の見直しについて】

2. 本市の下水道使用料の現況(料金体系)

◆ 下水道使用料体系の種類

一部使用料制

※基本使用料制・従量使用料制のどちらかで構成

基本使用料制

従量使用料制

太田市は

一部使用料制
(従量使用料制(均一型))
を採用

二部使用料制

※基本使用料制・従量使用料制の組み合わせで構成

基本使用料制

+

従量使用料制

基本料金は
使用水量に
かかわらず一定

下水道料金

使用水量

従量料金の型

逓減型

均一型

逓増型

下水道料金

使用水量

約9割の自治体が
二部使用料制を採用

2. 本市の下水道使用料の現況(料金体系)

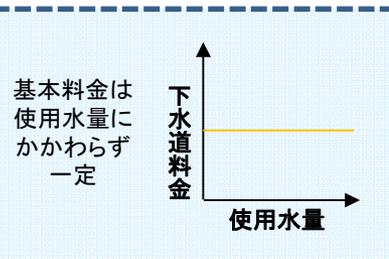
◆ 下水道使用料体系の種類

一部使用料制

基本使用料制

※非常に希有な例

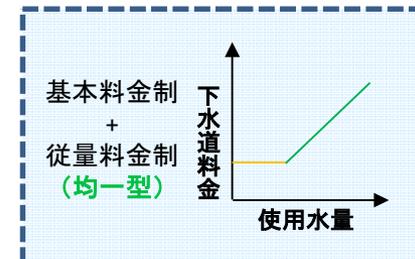
〇〇町		
下水道使用料(税抜)		
	使用体系	使用料
一般排水	基本使用料	2,000円
	世帯人数1人につき(加算)	500円



二部使用料制

基本使用料制 + 従量使用料制

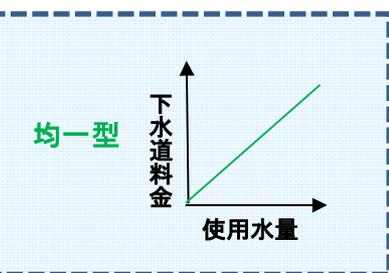
桐生市		
下水道使用料(税抜)		
	使用水量	使用料
一般排水	基本使用料(20m ³ まで)	2,000円
	21m ³ 以上	150円



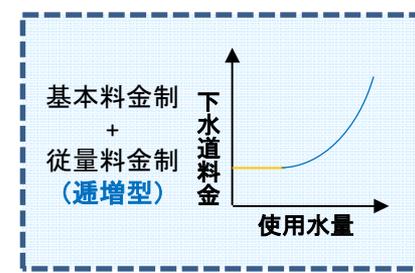
従量使用料制

太田市ではこの使用料体系を採用

太田市		
下水道使用料(税抜)		
	使用水量	使用料
一般排水	基本使用料	-
	1m ³ あたり	101円



高崎市		
下水道使用料(税抜)		
	使用水量	使用料
一般排水	基本使用料(16m ³ まで)	1,360円
	17 ~ 40m ³	108円
	41 ~ 100m ³	143円
	101 ~ 400m ³	187円
	401m ³ 以上	210円



3. 本市の下水道使用料(周辺市町との比較)

◆下水道使用料(周辺市町との比較)

(税抜)

※基本料金は
太田市だけなし

・太田市
⇒ 一部使用料制
(従量使用料制(均一型))

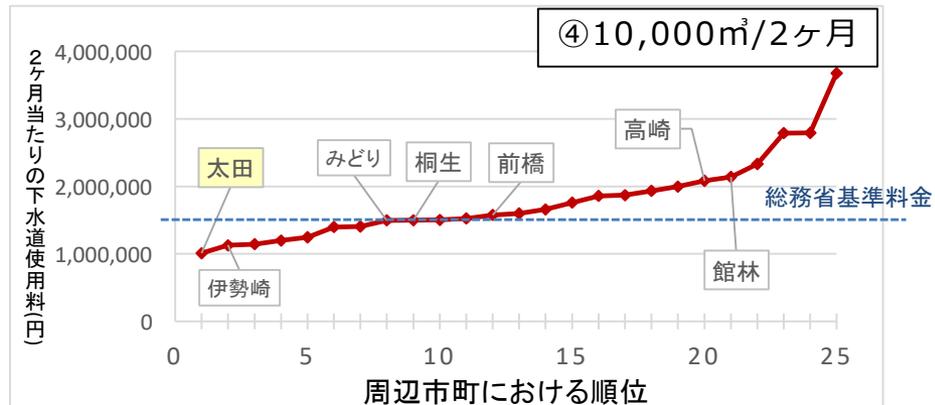
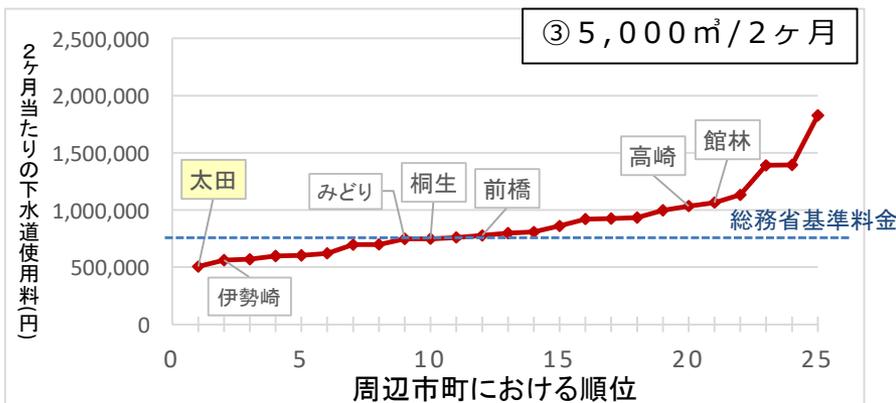
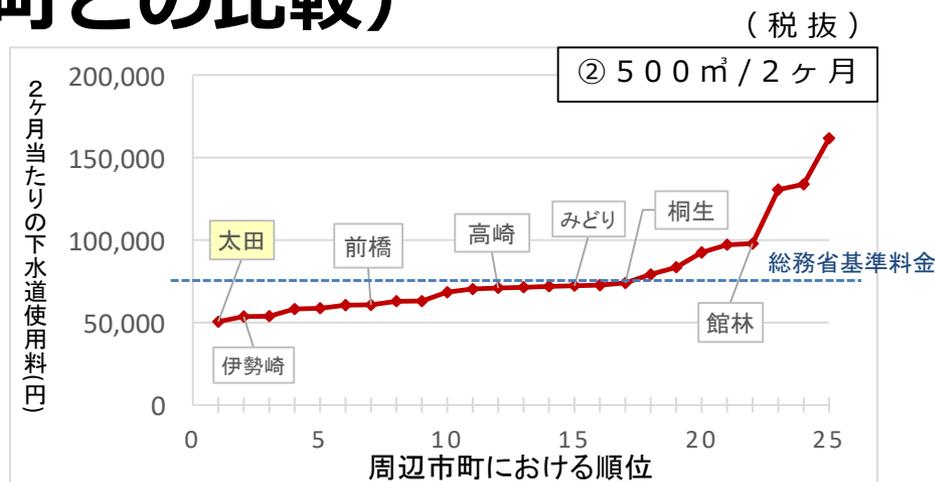
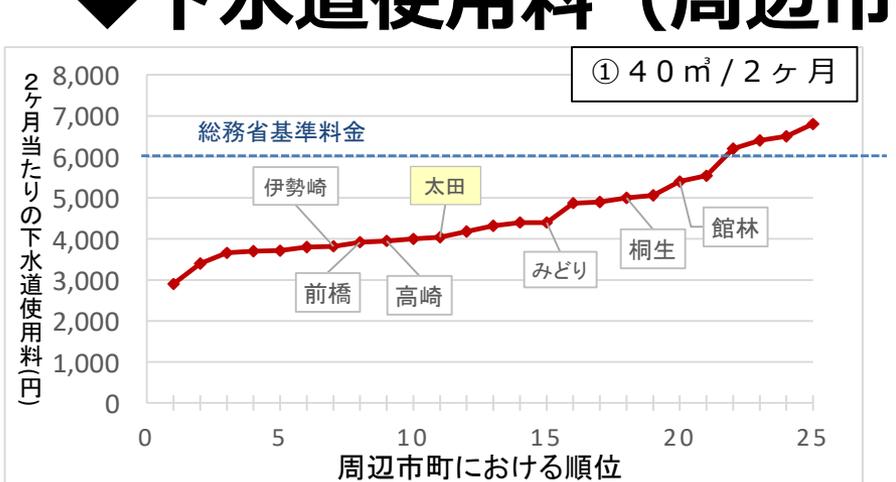
・他市町
⇒ 二部使用料制
(基本使用料制 +
従量使用料制(逓増型)
(均一型))

※平均と基準(mあたり150円)の結果で見
てのとおり、ほとん
どの市町がたくさん
流す程単価を上げて
いる。(逓増型)

No.	市町名	基本料金 (0でも発生)	基本料金の ㎡数	計算方法	2ヶ月検針			
					① 40㎡	② 500㎡	③ 5,000㎡	④ 10,000㎡
1	太田市	0(なし)	なし	2ヶ月	4,040	50,500	505,000	1,010,000
2	前橋市	1,280	16	2ヶ月	3,920	60,720	777,220	1,577,220
3	高崎市	1,360	16	2ヶ月	3,952	71,032	1,034,680	2,084,000
4	桐生市	2,000	20	2ヶ月	5,000	74,000	749,000	1,499,000
5	伊勢崎市	900	一律	2ヶ月	3,820	53,650	562,150	1,127,150
6	沼田市	1,191	10	1ヶ月×2	5,062	71,392	759,892	1,524,892
7	館林市	1,000	10	1ヶ月×2	5,400	97,850	1,065,350	2,140,350
8	渋川市	630	8	1ヶ月×2	3,660	58,720	621,220	1,246,220
9	藤岡市	1,800	20	2ヶ月	3,800	58,200	598,200	1,198,200
10	富岡市	1,000	10	1ヶ月×2	6,200	53,900	568,900	1,143,900
11	安中市	2,000	20	2ヶ月	4,400	68,400	698,400	1,398,400
12	みどり市	1,000	10	1ヶ月×2	4,400	72,400	747,400	1,497,400
13	千代田町	1,250	10	1ヶ月×2	6,500	161,700	1,826,700	3,676,700
14	大泉町	1,900	19	1ヶ月×2	4,320	130,600	1,390,600	2,790,600
15	邑楽町	2,600	20	2ヶ月	6,800	133,800	1,393,800	2,793,800
16	宇都宮市	2,200	20	2ヶ月	4,900	92,500	1,132,500	2,332,500
17	足利市	1,700	16	2ヶ月	5,540	79,140	797,440	1,599,140
18	栃木市	1,166	10	1ヶ月×2	4,872	83,552	925,052	1,860,052
19	佐野市	1,400	10	2ヶ月	4,000	63,000	808,000	1,658,000
20	小山市	940	一律	1ヶ月×2	4,180	62,920	696,920	1,406,920
21	川越市	400	一律	2ヶ月	2,900	72,700	920,200	1,870,200
22	熊谷市	809.4	10	1ヶ月×2	3,713	71,967	933,767	1,933,767
23	行田市	1,180	16	2ヶ月	3,700	70,300	860,300	1,760,300
24	深谷市	2,000	一律	2ヶ月	6,400	97,200	997,200	1,997,200
25	久喜市	800	10	1ヶ月×2	3,400	60,600	603,600	1,503,600
		2,600	20	最高	6,800	161,700	1,826,700	3,676,700
		0	なし	最低	2,900	50,500	505,000	1,010,000
		1,354	14	平均	4,595	78,830	878,940	1,785,180
				×150円 (基準)	6,000	75,000	750,000	1,500,000

3. 本市の下水道使用料(周辺市町との比較)

◆下水道使用料(周辺市町との比較)



- ◆ ①のような一般家庭を想定する排水量では、周辺市町平均程度の料金
- ◆ ②～④のような排水量が多い場合では、周辺市町に対し最低水準の料金
- ◆ いずれのパターンにおいても、総務省が示す基準料金を下回る結果

3. 本市の下水道使用料(周辺市町との比較)

表 下水道使用料の比較対象事業体一覧①

(税抜)

事業体	料金体系	従量料金	使用料単価 (円/m ³)	最低単価 (円/m ³)	最高単価 (円/m ³)	現行料金改定日 (改定率)	
群馬県	太田市	一部使用料制	均一型	101	101	101	平成22年4月1日
	前橋市	二部使用料制	逓増型	110	110	160	平成14年4月1日
	高崎市	二部使用料制	逓増型	122	108	210	平成16年7月1日
	桐生市	二部使用料制	均一型	136	150	150	令和2年4月1日 (21.7%)
	伊勢崎市	二部使用料制	逓増型	103	53	113	平成10年4月1日
	沼田市	二部使用料制	逓増型	139	134	153	平成20年5月1日
	館林市	二部使用料制	逓増型	155	170	215	平成12年4月1日
	渋川市	二部使用料制	逓増型	67	100	125	平成16年4月1日
	藤岡市	二部使用料制	逓増型	106	100	120	昭和62年10月1日
	富岡市	二部使用料制	逓増型	113	105	115	平成5年4月1日
	安中市	二部使用料制	逓増型	127	120	140	平成7年4月1日
	みどり市	二部使用料制	逓増型	124	110	150	—
	千代田町	二部使用料制	逓増型	194	200	370	平成17年4月1日
	大泉町	二部使用料制	逓増型	178	260	280	平成15年4月1日
	邑楽町	二部使用料制	逓増型	203	210	280	—

※現行料金改定日は、下水道協会HP及び事業体HPより消費税増税を反映するのみ以外の料金改定で作成。

※使用料単価 = 年間使用料収入 ÷ 年間有収水量 (令和2年度決算値)

3. 本市の下水道使用料（周辺市町との比較）

表 下水道使用料の比較対象事業体一覧 ②

（税抜）

事業体	料金体系	従量料金	使用料単価 (円/m ³)	最低単価 (円/m ³)	最高単価 (円/m ³)	現行料金改定日 (改定率)	
栃木県	宇都宮市	二部使用料制	逓増型	148	135	240	平成8年7月1日
	足利市	二部使用料制	均一型	147	160	160	平成22年6月1日
	栃木市	二部使用料制	逓増型	136	127	187	平成27年5月1日
	佐野市	二部使用料制	逓増型	121	100	170	平成23年4月1日
	小山市	二部使用料制	逓増型	118	10	142	平成9年4月1日
埼玉県	川越市	二部使用料制	逓増型	96	45	190	平成24年4月1日
	熊谷市	二部使用料制	逓増型	119	105	200	平成18年4月1日
	行田市	二部使用料制	逓増型	109	105	180	平成21年4月1日
	深谷市	二部使用料制	逓増型	167	80	200	令和2年12月1日 (6.0%)
	久喜市	二部使用料制	逓増型	108	90	180	平成25年4月1日

※現行料金改定日は、下水道協会HP及び事業体HPより消費税増税を反映するのみ以外の料金改定で作成。

※使用料単価 = 使用料収入 ÷ 年間有収水量（令和2年度決算値）

3. 本市の下水道使用料(周辺市町との比較)

(税抜)

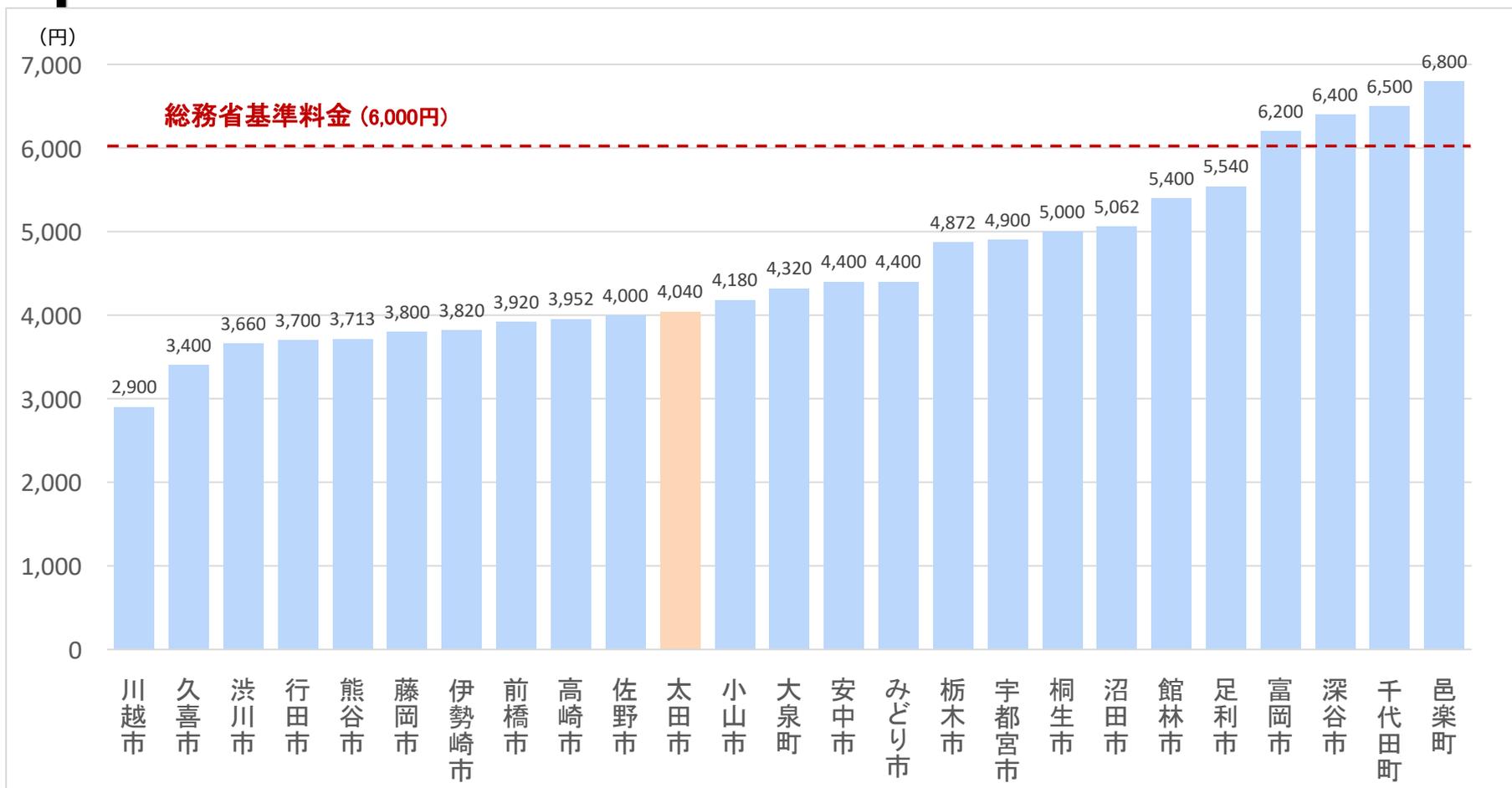


図 40m³/2ヵ月(一般家庭想定)における下水道使用料比較

3. 本市の下水道使用料(周辺市町との比較)

(税抜)

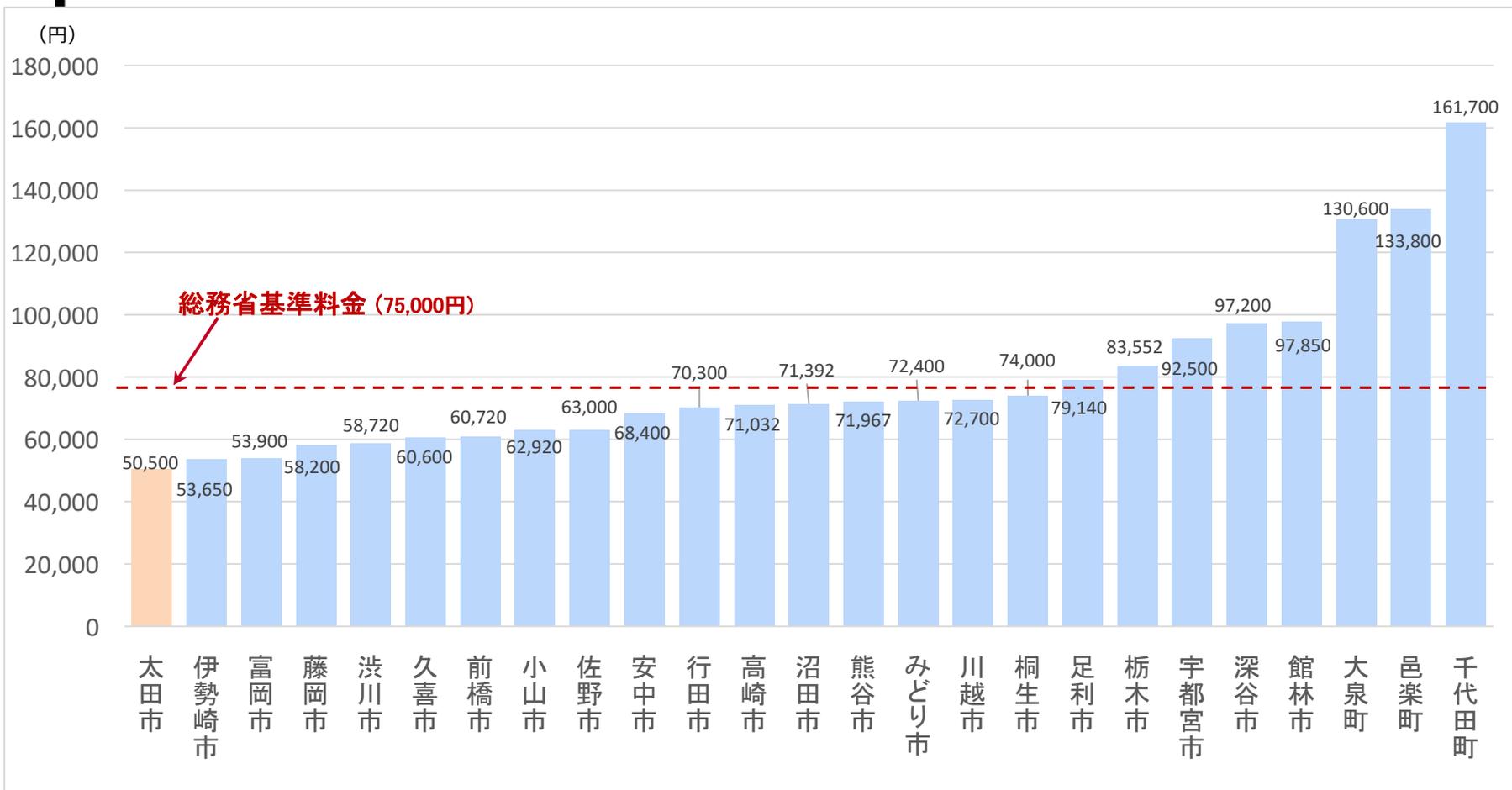


図 500m³/2ヵ月(事業所想定)における下水道使用料比較

3. 本市の下水道使用料(周辺市町との比較)

(税抜)

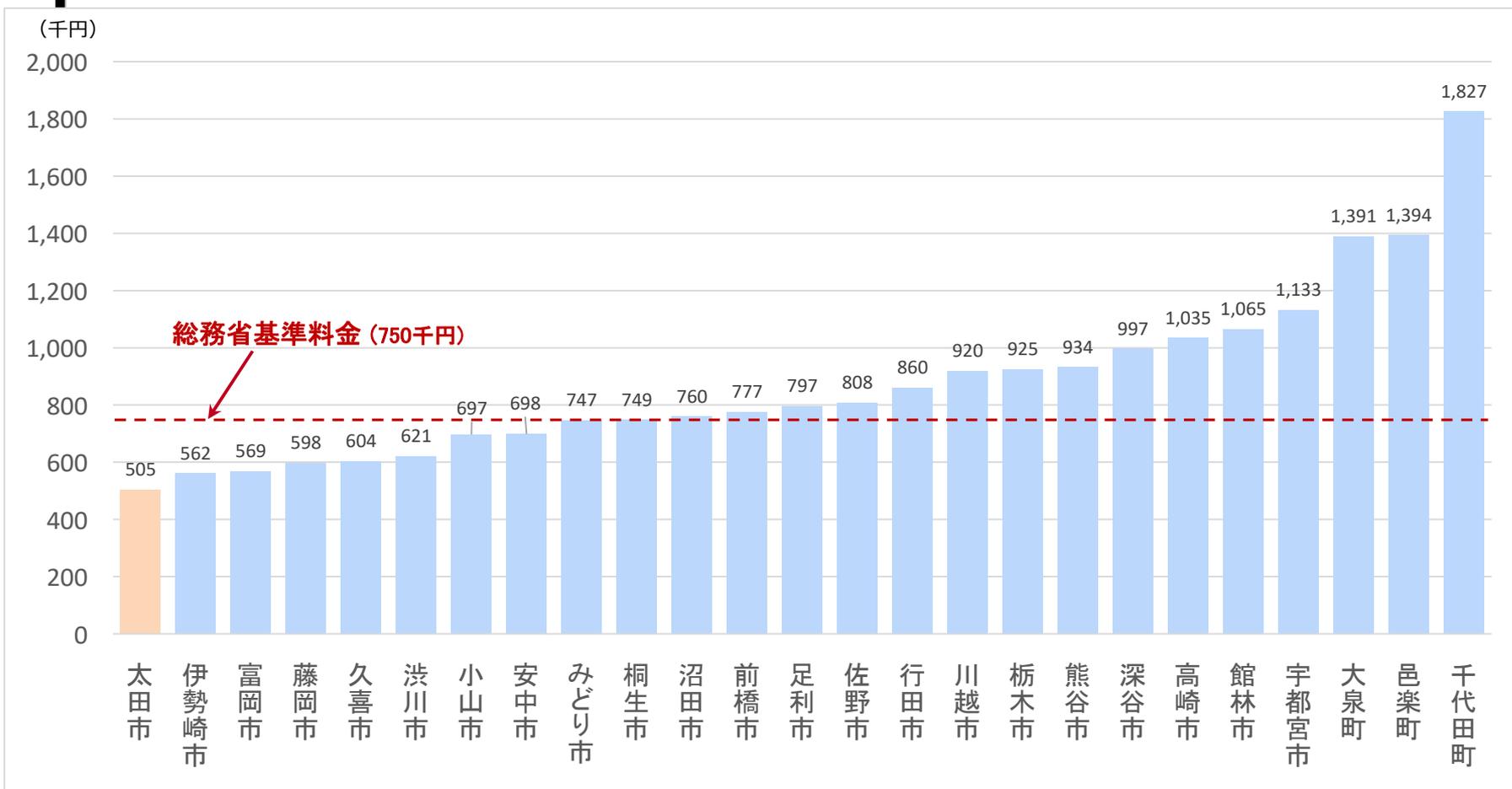


図 5,000m³／2ヵ月(事業所想定)における下水道使用料比較

3. 本市の下水道使用料(周辺市町との比較)

(税抜)

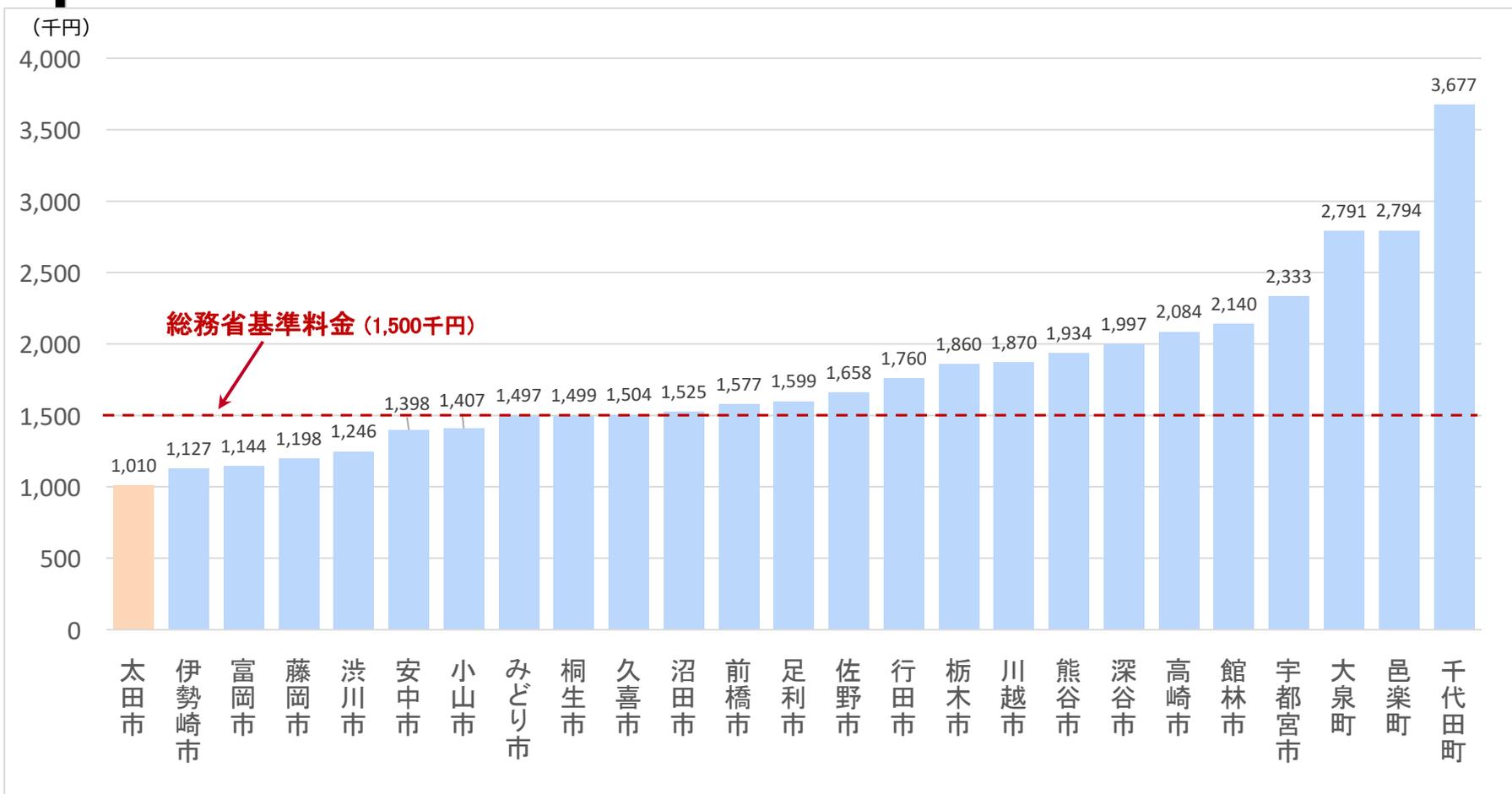


図 10,000m³／2ヵ月(事業所想定)における下水道使用料比較

4. 下水道使用料改定の方針

◆ 個人処理と下水道等処理の費用比較表 (汲み取り及び浄化槽)

P.21の表で
認められているお金
(一般会計負担金/税金)
が使われていることを留意

行政人口 224,001人

令和3年3月31日時点 (税抜)

処理方式		処理人口	割合	単価	計算	年間費用
個人処理	汲み取り	15,001人	6.7%	1人1回当たり約1,200円 平均月1回×年間12回	1,200円×4人 ×12月	57,600円
	合併浄化槽 及び 単独浄化槽 (5人槽)	58,619人(合併) 44,321人(単独) 計 102,940人	46.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検料 年間約17,000円 (年間点検回数 平均4回) ・汲み取り料 年間約19,000円 (年間汚泥引き抜き回数1回) ・11条検査 年間約4,800円 (浄化槽法11条検査毎年1回) ※浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかについて検査するもの	17,000円 +19,000円 +4,800円	40,800円
下水道等		106,060人	47.3%	現在の単価 101円/m ³ 平均の処理水量 20m ³ /月	101円×20m ³ ×12月	<u>24,240円</u>

※条件・・・4人家族(大人2人、子供2人)を基準として年間の維持管理費を比較

4. 下水道使用料改定の方針



◆ 今後の方針

汚水処理費249円のうち、太田市では、下水道使用者の負担を減らすため、国の指針に従い、**153円**を**使用料対象経費（適正価格）**としており、残り**96円**を総務省のルールに従い、**一般会計負担金（基準内繰入）**で税金から負担。

様々な経営努力（費用削減）によって、この一般会計負担金96円が減ったとしても、**使用料対象経費153円**はそのままであり、**一般会計補助金（基準外繰入）52円の赤字分**は是正すべき状況である事は変わらず、下水道使用料を改定する必要がある。

※ 第3回審議会予定

- ・ 使用料適正化（改定）の是非
- ・ 具体的な使用料改定案の提示